

新温泉町議会議員政治倫理条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、新温泉町議会議員(以下「議員」という。)が、町民全体の代表者として政治倫理を保持し、立場上生じやすい各種ハラスメントを、厳に慎しむとともに、その権限又は地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講ずることにより、町政に対する町民の信頼を確保し、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、議員による次に掲げる言動をいう。

(1) 議会、職場又は地域における優越的な関係を背景とした言動であって、議会活動、議員活動又は選挙活動(準備活動を含む。)その他の政治活動上必要かつ相当な範囲を超え、当該言動の相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、相手方の人格若しくは尊厳を害し、又は相手方の執務環境を害することとなるようなもの

(2) 相手方を不快にさせる性的な言動

(議員の責務)

第3条 議員は、町政に係る権限及び責務を深く自覚し、法令及び条例はもとより、次条に規定する政治倫理基準を遵守し、活動しなければならない。

2 議員は、次条に規定する政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときには、自ら率先して説明責任を果たすものとする。

(政治倫理基準)

第4条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を厳守しなければならない。

(1) 町民全体の代表として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を行わず、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) 常に町民全体の奉仕者として行動し、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

(3) 町が行う請負契約及び委託契約並びに物品納入契約に関し、特定業者の推薦、紹介、介入をしないこと。

(4) 国、地方自治体の公務員若しくは町の職員又は関係団体(指定管理者を含む。)の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力を及ぼすことにより公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしないこと。

(5) 町職員の採用、昇任及び異動等に関し、その地位を利用し、不正に影響力を行使しないこと。

(6) 政治活動に関して、企業、団体(政党及び政治団体を除く。)から寄附を受けないこと。また議員の後援団体についても、政治的、道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。

(7) 何人に対しても各種ハラスメントを行わないこと。

(審査の請求)

- 第5条 議員は、第4条に規定する政治倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、それを疑うに足る事実を証する資料を添えて、議員定数の5分の1以上の議員の連署をもって、文書で議長に審査を請求することができる。
- 2 議員の選挙権を有する者(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。)は、政治倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、それを疑うに足る事実を証する資料を添えて、議員の選挙権を有する者の総数の50分の1(地方自治法第74条第5項の規定により告示された数とする。)以上の者の連署をもって、審査請求代表者(以下「代表者」という。)から議長に対し、審査を請求することができる。この場合において、連署に係る署名は、審査を請求した日前1か月以内に行われたものでなければならない。
- 3 議長は、代表者から前項の規定による審査請求書等の提出があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、審査請求書に署名した者が選挙人登録名簿に登録された者であることの確認を求めるものとする。
- 4 議長は、前項の規定による選挙管理委員会の確認の結果、第2項に規定する要件を満たしていると認めたときは、その旨を代表者に通知するものとする。
- 5 議長は、第3項の規定による選挙管理委員会の確認の結果、第2項に規定する要件を満たしていないと認めたときは、当該審査請求を却下するものとし、理由を付して、その旨を代表者に通知するものとする。

(審査会の設置)

- 第6条 議長は、前条の請求があったときは、これを審査するため、議会に新温泉町議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。
- 2 審査会は、議員のうちから議長が指名する委員3人と識見を有する者のうちから議長が委嘱する委員3人をもって組織する。ただし、審査を請求した議員(以下「請求議員」という。)又は代表者及び審査の請求の対象とされた議員(以下「被請求議員」という。)は、委員となることができない。
- 3 委員の任期は、議長に対し当該事案の審査結果の報告を終了したときまでとする。
- 4 委員の互選により審査会に会長及び副会長各1人を置く。
- 5 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 議長が被請求議員となったときは副議長が、議長及び副議長がともに被請求議員となったときは年長議員が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。

(審査会の会議)

- 第7条 審査会は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に開かれる会議は、議長が招集する。
- 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すると

ころによる。

- 4 審査会の会議は、原則公開する。ただし、出席委員の過半数の合意により非公開とすることができる。

(審査)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者から意見又は事情を聴取し、資料の提出を求めることができる。

- 2 審査会は、請求議員又は代表者及び被請求議員の意見又は事情を聴取するため、それらの者の出席を求めることができる。
- 3 審査会から会議への出席の要請、審査に必要な資料の提出その他の協力を求められた者は、これに従い、かつ、誠実に応えなければならない。
- 4 審査会は、被請求議員に対し、口頭又は文書により弁明する機会を与えなければならない。

(審査結果の報告)

第9条 審査会の会長は、審査の結果を取りまとめ、議長に対し文書で報告するものとする。

- 2 議長は、前項の報告を受けたときは、請求議員又は代表者及び被請求議員に対し、その内容を文書で通知するものとする。
- 3 議長は、第1項の報告を速やかに、議会に報告するものとする。
- 4 議長は、第1項の報告の概要を町民に公表するものとする。

(議会の措置)

第10条 議会は、審査会の報告を尊重するものとする。

- 2 議会は、被請求議員が政治倫理基準等に違反したものと認められるときは、次の各号に掲げる必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) この規定を遵守させるための警告及び誓約書の提出を求める。
 - (2) 議会の会議への出席自粛の勧告
 - (3) 議会における役職辞任の勧告
 - (4) 議員の辞職勧告
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置
- 3 議長は、前項の措置の内容を町民に公表するものとする。

(守秘義務)

第11条 審査会の委員は、非公開の会議において、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

(適用区分)

- 2 第5条に規定する審査の請求は、この条例の施行の日以後に行われた議員の行為について適用する。